

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	福井県永平寺町		
計画期間 実施期間	H22～H25 H22～H25	総事業費(交付金)	163,360千円(89,680千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	目標及び事業活性化計画目標が「定住等の促進に資する担い手への農地利用集積」に適合
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	永平寺町総合振興計画等の施策との連携、配慮、調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	平成21年度にて地元住民の合意を得ている。(同意率100% H20年12月現在)
事業の推進体制は確立されているか	○	町および光明寺集落により、協議を重ね、事業の推進体制は確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農業基盤の整備により、農地利用集積率の向上を図ることとし、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間4年は基本方針で定められた期間内で適切 実施期間については、基盤整備事業であり、要領第3の1で定められた限度内であるため適切
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内である

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	本交付金をもって新規に整備するものである。
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	本地区の耐用年数は30年であるため、5年以上である。

(参考様式2)

事前点検シート

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	土地改良事業の費用対効果分析に関する基本指針に基づき算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	本地区の総費用総便益比が1.61であり1.0以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	全ての要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付でなく、目的外使用の恐れは無い。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	-	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	事業費としては、土地改良工事積算基準を用いて算出しており、適切に算定している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既設構造物の再利用を図ることにより整備コストの低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	-	
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	-	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	起債の充当資金計画について算定されている。

(参考様式2)

事前点検シート

整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	従来より永平寺町が管理主体となっており、今後も引き続き管理していくことから適正である。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。